

「中華人民共和国消費税暫定条例」

2008年11月10日

日本貿易振興機構(ジェトロ)貿易投資相談センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國國務院令

第 539 号

「中華人民共和國消費稅暫定條例」は 2008 年 11 月 5 日に國務院第 34 回常務委員會會議において改定・採択された。ここに改定後の「中華人民共和國消費稅暫定條例」を公布し 2009 年 1 月 1 日より施行する。

總理 温家宝
2008 年 11 月 10 日

中華人民共和國消費稅暫定條例

(1993 年 12 月 13 日に中華人民共和國國務院令第 135 号として公布。
2008 年 11 月 5 日に國務院第 34 回常務委員會會議において改定を採択。)

- 第1条** 中華人民共和國国内で本條例に規定する消費財を生産、委託加工および輸入する組織および個人、および國務院が確定した本條例に規定する消費財を販売するその他の組織および個人は、消費稅の納稅者であり、本條例に従い消費稅を納めなければならない。
- 第2条** 消費稅の稅目・稅率は、本條例に添付する「消費稅稅目稅率表」に照らして執行する。
消費稅の稅目・稅率の調整は、國務院が決定する。
- 第3条** 納稅者が異なる稅率の課稅対象消費財(以下「課稅消費財」という)を兼業する場合は、稅率の異なる課稅消費財の売上額、販売數量を分けて計算しなければならない。売上額、販売數量を分けて計算していない場合、あるいは稅率の異なる課稅消費財を組み合わせて販売した場合は、高い方の稅率を適用する。
- 第4条** 納稅者が生産した課稅消費財は、納稅者が販売時に納稅する。納稅者が自家用に生産した課稅消費財で、連続して生産に使用する場合は、納稅しない。他の用途に使用する場合は、移送して使用する際に納稅する。委託加工した課稅消費財については、受託側が個人の場合を除き、受託側が委託側に納品する際に稅金を代理徴収し代理納稅を行う。委託加工した課稅消費財が、委託側が連続して生産

に使用する場合は、納付する税額を規定に基づいて控除することができる。

課税消費財を輸入した場合は、輸入通関時に納税する。

第5条 消費税は従価定率、従量定額、あるいは従価定率と従量定額を組み合わせた複合課税(以下「複合課税」という)で納税額を計算する。納税額の計算公式は以下の通りとする。

従価定率法で計算する納税額=売上額×比例税率

従量定額法で計算する納税額=販売数量×定額税率

複合定額法で計算する納税額=売上額×比例税率+販売数量×定額税率

納税者が販売する課税消費財は、人民元で売上額を計算する。納税者が人民元以外の通貨で売上額を決済する場合は、人民元に換算して計算するものとする。

第6条 売上額とは、課税消費財を販売した納税者が、買主から受領する全ての代価および代価外費用とする。

第7条 納税者が課税消費財を自家用に生産した場合は、納税者が生産した同類の消費財の販売価格に照らして税額を計算し納税する。同類の消費財の販売価格がない場合は、課税価格で税額を計算して納税する。

従価定率法による課税価格の計算公式は下記のとおりとする。

課税価格=(原価+利潤)÷(1-比例税率)

複合課税法による課税価格の計算公式は下記の通りとする。

課税価格=(原価+利潤+自家用に生産した数量×定額税率)÷(1-比例税率)

第8条 課税消費財を委託加工した場合は、受託側の同類消費財の販売価格に照らして税額を計算し納税する。同類消費財の販売価格がない場合は、課税価格で税額を計算し納税する。

従価定率法による課税価格の計算公式は下記の通りとする。

課税価格=(材料原価+加工費)÷(1-比例税率)

複合課税法による課税価格の計算公式は下記の通りとする。

課税価格=(材料原価+加工費+委託加工数量×定額税率)÷(1-比例税率)

第9条 課税消費財を輸入した場合は、課税価格で税額を計算して納税する。

従価定率法による課税価格の計算公式は下記の通りとする。

課税価格=(関税課税価格+関税)÷(1-消費税比例税率)

複合課税法による課税価格の計算公式は下記の通りとする。

課税価格=(関税課税価格+関税+輸入数量×消費税定額税率)÷(1-消費税比例税率)

第10条 納税者の課税消費財の課税価格が著しく安く、且つ正当な理由がない場合は、所轄税務機関が課税価格を査定する。

第11条 納税者が輸出する課税消費財については、国務院に別途規定がないかぎり、消費税の徴収を免除される。輸出課税消費財の免税規則は、国務院の財政・税務所管

部門が規定する。

- 第12条** 消費税は税務機関が徴収し、輸入課税消費財の消費税は税関が代理徴収する。個人が携帯あるいは郵送により国内に持ち込まれた課税消費財の消費税は、関税と併せて計算し徴収する。具体的な規則は、国務院関税税則委員会が関連部門と合同で制定する。
- 第13条** 納税者が販売する課税消費財、および自家用に生産した課税消費財は、国務院の財政・税務所管部門に別途規定がないかぎり、納税者組織の所在他あるいは居住地を管轄する税務機関に申告納税するものとする。
委託加工する課税消費財は、受託側が個人の場合を除き、受託側がその組織の所在地あるいは居住地を管轄する税務機関に消費税を納付する。
課税消費財を輸入した場合は、通関地の税関に申告納税するものとする。
- 第14条** 消費税の納税期限は、それぞれ1日、3日、5日、10日、15日、1ヶ月あるいは四半期とする。納税者の具体的な納税期限は、所轄税務機関が納税者の納税額に応じて決定する。定められた期限に納税できない場合は、取引ごとに納税することもできる。
納税者が1ヶ月あるいは四半期を納税期限とする場合は、期日満了の日から15日以内に申告納税を行う。1日、3日、5日、10日あるいは15日を納税期限とする場合は、期日満了の日から5日以内に予定納税し、翌月1日から15日までに確定申告をして、前月の課税額を清算する。
- 第15条** 納税者が課税消費財を輸入した場合は、税関が税関輸入消費税専用納付書を発行した日から15日以内に納税するものとする。
- 第16条** 消費税の徴収管理は「中華人民共和国税徴収管理法」および本条例の関連規定に照らして執行する。
- 第17条** 本条例は2009年1月1日より施行する。

添付:

消費税税目税率表

税 目	税率
[1]タバコ	
1. 巻きタバコ	
(1) 甲類巻きタバコ	45% + 0.003 元/本
(2) 乙類巻きタバコ	30% + 0.003 元/本
2. 葉巻タバコ	25%
3. 刻みタバコ	30%
[2]酒およびアルコール	
1. 白酒	20% + 0.5 元/500g (あるいは 500ml)
2. 黄酒	240 元/t
3. ビール	
(1) 甲類ビール	250 元/t
(2) 乙類ビール	220 元/t
4. その他の酒	10%
5. アルコール	5%
[3]化粧品	30%
[4]貴金属アクセサリーおよび宝石	
1. 金銀アクセサリー、プラチナアクセサリー、ダイヤモンド 及びダイヤモンド宝飾品	5%
2. その他の貴金属アクセサリーおよび宝石	10%
[5]爆竹、花火	15%
[6]油製品	
1. ガソリン	
(1) 有鉛ガソリン	0.28 元/l
(2) 無鉛ガソリン	0.20 元/l
2. ディーゼルオイル	0.10 元/l
3. 航空燃料	0.10 元/l

4. ナフサ	0.20 元/1
5. 溶剤油	0.20 元/1
6. 潤滑油	0.20 元/1
7. 燃料油	0.10 元/1
[7]自動車用タイヤ	3%
[8]オートバイ	
1. シリンダー容量(排気量、以下同じ)250cc 以下(250cc を含む)	3%
2. シリンダー容量 250cc 以上	10%
[9]小型自動車	
1. 乗用車	
(1)シリンダー容量(排気量、以下同じ)1000 cc 以下	1%
(2)シリンダー容量 1000cc 超 1500cc 以下	3%
(3)シリンダー容量 1500cc 超 2000cc 以下	5%
(4)シリンダー容量 2000cc 超 2500cc 以下	9%
(5)シリンダー容量 2500cc 超 3000cc 以下	12%
(6)シリンダー容量 3000cc 超 4000cc 以下	25%
(7)シリンダー容量 4000cc 超	40%
2. 中小型商業用バス	5%
[10]ゴルフボールおよびゴルフ道具	10%
[11]高級腕時計	20%
[12]レジャーボート	10%
[13]木製使い捨て割り箸	5%
[14]木製床板	5%